

# 第89回定時株主総会招集ご通知に際しての イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

- 会社の体制及び方針
  - (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
  - (2) 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記  
(連結計算書類の連結注記表)
- 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記 (個別注記表)

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

東京計器株式会社

「会社の体制及び方針」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」及び「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記 (個別注記表)」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## ● 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制に係る基本方針」（最終改定日 2020 年 4 月 1 日）及びその運用状況の概要は以下の通りです。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ 倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務・ガバナンス担当役員を委員長とする企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理責任者で構成し、企業倫理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、取締役及び使用人への企業倫理教育を徹底させ違反行為の未然防止を図っています。
- 2) 当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
- 3) 当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しています。これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務・ガバナンス室とし、警察等の外部関連機関と連携しています。

#### 【運用状況】

- ・企業倫理委員会は、業務監査結果とその是正対策の報告、内部通報に関する報告、その他企業倫理に関連する案件を取り上げ、議論を行いました。
- ・倫理行動基準は、当社グループ内各部署及びインターネットに掲示し、当社グループの全従業者に定期的な教育を行いました。なお、反社会的勢力との関係遮断は倫理行動基準に明記し、周知しております。なお、2018 年 8 月に判明した検査工程の不適切な事象に関し、油圧制御システムカンパニーの従業者に対しては専用の倫理教育を行いました。
- ・内部通報制度は、弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記するなど適切な運用を行っております。なお、2018 年 8 月に判明した検査工程の不適切な事象に関連し、内部通報制度を補完する仕組みとして、佐野工場の品質マニュアルを改定し、品質保証部に「品質管理内部ヘルpline」を設置し、生産工程及び検査工程で不適切な行為があった場合あるいは起こる予兆がある場合に従業者が品質保証部に直接連絡・相談できる窓口を設定し、運用を始めました。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書または電磁的記録媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

#### 【運用状況】

- ・取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、その他職務執行関連文書等は、それぞれ社内規程に記されている所定の手続きにより適切に作成・保存しており、取締役等の閲覧の求めに対応しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。
- ア. 法務・ガバナンス室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。

イ. 法務・ガバナンス室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し運用を管理しています。

ウ. 法務・ガバナンス室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。

エ. 内部監査室は、当社グループの企業倫理・活動全般はもとより財務報告に係る内部統制の適正性を監査しています。

オ. 企業倫理委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し決定しています。

#### 【運用状況】

- ・当連結会計年度におきましては、法務・ガバナンス室の前身となるCSR推進室によりリスクマネジメント規程に基づき、当社グループ全体におけるリスク対策プログラムを策定しています。また、当社グループ全体に及ぶリスク対策については、経営上の重大リスク対策として取締役会に報告しております。なお、2018年8月に判明した検査工程の不適切な事象に関連し、グループ横断で品質管理を統制する執行役員が2019年4月1日付で就任し、また同年7月に新たに品質統括室を設置し、本事象発覚の端緒となった本社監査スタッフによる検査品質監査を将来にわたって全社的に継続実施することなどを再発防止策として取り入れました。また今般世界的に感染が拡大した新型コロナウィルス感染症(COVID-19)に関しましては、2020年3月に取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、時差通勤の容認や在宅勤務の拡大、作業場所や座席配置の変更の徹底等による就労環境の変更、不要不急の出張の禁止やWeb会議等の活用等により、当社グループ従業員や関連する取引先等の従業員の安全と健康を最優先にした対応を探っております。
- ・財務報告に係る内部統制については、当連結会計年度におきましては、法務・ガバナンス室の前身となるCSR推進室により社内規程に基づき適切に運用され、内部監査室による期末監査等により、有効に運用されていることを確認しました。なお、内部監査室及び会計監査人から当連結会計年度中に指摘された内部統制上の不備については、当社各部門及び連結子会社において是正報告書を作成し、企業倫理委員会に報告されました。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。

取締役社長の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。

また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

ア. グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しています。

イ. 各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役・執行役員及び子会社社長は、実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要な場合は経営会議・取締役会へ付議し決定または承認を受けて推進しています。

ウ. 進捗ヒアリングを定期的に開催し、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

#### 【運用状況】

- ・当社グループの中期経営方針及び中期事業計画は、当社ホームページに掲載し

ております。

- ・当連結会計年度は、取締役会は14回開催し、経営会議は27回開催いたしました。各カンパニーの月次決算は経営会議で報告されるとともに、四半期毎に事業の進捗及び以降の業績見通しが報告されました。また、各部門の各種施策の実行に関しては、必要に応じて社長室によりフォローアップを行っております。さらに社外取締役も含めて事業部門に対する事業進捗のヒアリング（第1四半期、第2四半期、第3四半期）を実施しております。

⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。
- 2) 法務・ガバナンス室は企業倫理委員会で審議・決定された企業倫理活動に係る諸施策を、当社グループの企業倫理責任者とともに推進しています。
- 3) 内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。
- 4) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適切なものとしています。

【運用状況】

- ・当連結会計年度におきましては、法務・ガバナンス室については前身となるCSR推進室により行われました。
- ・当社グループの経営理念、行動指針は、当社及び各連結子会社の各部署及びインターネットに掲示しています。
- ・社長室は、東京計器グループ経営連絡会等を通じ、連結子会社の月次決算及び経営情報の報告を受け、グループ全体の施策の共有及び指導・監督を行いました。また、内部監査室は、連結子会社に対しても業務監査及び財務報告に係る内部統制の監査を行いました。
- ・当社グループ会社間の取引については、当社担当部署がそれぞれの視点で取引内容についてチェックを行い、適切に運用されました。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

【運用状況】

- ・監査等委員会に関連する組織として監査等委員会室を設置し、専属スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置しています。監査等委員会室のスタッフは、監査等委員会の事務局業務、社内会議への出席等、日常的な事務作業支援の他、会計監査人による各種往査等において監査等委員会の指示により立会う等、監査等委員会の支援業務を行っております。

⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

【運用状況】

- ・監査等委員会室所属の専属スタッフの評価は、監査等委員会により行われました。また、兼任スタッフについての評価は事前に監査等委員会に報告され、監査等委員会の同意の下に行いました。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れるある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、またはその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことによって報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
  - 2) 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、法務・ガバナンス室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

【運用状況】

- ・監査等委員は取締役会に、常勤監査等委員は経営会議、企業倫理委員会、東京計器グループ経営連絡会等の重要な会議に出席しました。この他、内部統制に係る年度計画、各種施策やその結果は、監査等委員会からの要望等に応じて担当部署が監査等委員会に報告しました。なお当連結会計年度におきましては、法務・ガバナンス室については前身となるCSR推進室により行われました。
  - ・内部監査室が行う業務監査の計画策定及び監査結果、内部通報の内容及びその対応結果等は随時監査等委員会あるいは常勤監査等委員に報告され、必要に応じて監査等委員会から意見を出しております。
  - ・国内連結子会社の監査役又は海外関係会社の監査役相当の役員からは、必要に応じて監査等委員会へ監査内容の報告を行いました。なお、関係会社の監査役等は常勤監査等委員及び監査等委員会室所属のスタッフが分担して兼務しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

【運用状況】

- ・監査等委員が当連結会計年度に行った費用請求は、適切に処理されました。
- ・監査等委員会は、会計監査人と会合を持ち、意見交換を行いました。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という働きを先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針—①創意工夫と弛まぬ努力で最高の技術と商品の開発を目指します。②市場のニーズを先取りした新商品・新事業の創出に努めます。③安全で安心できる商品・サービスを提供し、お客様の信頼に応えます。④自己を研鑽し、それぞれの分野での第一人者を目指します。⑤法令等を遵守し、社会人として誠実で良識ある行動に努めます。⑥美しい自然を守り、貴重な資源を大切にします。⑦会社の方針を共有し、情熱と使命感を持って目標達成に注力します。一のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。しかし、当社グループの企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

② 具体的な取組み

当社は、当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為またはその提案（以下、「大規模買付行為」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社の中期経営計画や代替案等を提示したり、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、さらには大規模買付者に対する対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどにいたる手続を定めています。

本取組みにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社と全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

③ 具体的な取組みに対する合理性

ア. 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を完全に充足していること

本取組みは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本取組みは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切なご判断を行うことができるようになりますこと及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うことができるようになりますことを可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

ウ. 株主意思を重視すること

本取組みの有効期間は2007年度定時株主総会（2007年6月28日開催）において本取組みの導入を決議後3年間とされ、2010年度の定時株主総会（2010年6月29日開催）、2013年度の定時株主総会（2013年6月27日開催）、2016年度の定時株主総会（2016年6月29日開催）及び2019年度の定時株主総会（2019年6月27日開催）において継続する旨決議されました。今後も3年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本取組みを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

## エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本取組みにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとしており、本取組みの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## オ. 合理的な客観的要件の設定

本取組みは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本取組みは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することができます。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していないため、本ルールは、スローハンド型買収防衛策でもありません。

## ● 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 (連結計算書類の連結注記表)

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 ..... 9 社（全ての子会社を連結の範囲に含めております）

主要な会社名：東京計器アビエーション（株）、東京計器パワーシステム（株）、東京計器インフォメーションシステム（株）

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社数 ..... 2 社

会社名：TOKIMEC KOREA POWER CONTROL CO., LTD.、TOKIMEC KOREA HYDRAULICS (Wuxi) CO., LTD.

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOKYO KEIKI U.S.A., INC. 及び東涇技器（上海）商貿有限公司の決算日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ..... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの ..... 総平均法による原価法

###### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 ..... 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 ..... 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ..... 1998 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 年～ 65 年

機 械 及 び 装 置 4 年～ 12 年

工具器具及び備品 2 年～ 15 年

② 無形固定資産 ..... 定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ..... 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ..... 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 ..... 連結子会社6社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 ..... 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 ..... 連結納税制度を適用しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法 ..... 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 31,753 百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額（△は戻入額）

売上原価 20 百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,076,439 株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	411	25.0	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 28 日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	409	利益剰余金	25.0	2020 年 3 月 31 日	2020 年 6 月 29 日

(注) 2020 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会にて、上記議案を付議いたします。

## 5. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権等の与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主として運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	7,709	7,709	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,262	15,262	—
(3) 電子記録債権	4,404	4,404	—
(4) 未収入金	81	81	—
(5) 投資有価証券	2,126	2,126	—
(6) 差入保証金	223	151	△72
(7) 支払手形及び買掛金	(5,800)	(5,800)	—
(8) 短期借入金(*2)	(7,814)	(7,814)	—
(9) 未払金	(627)	(627)	—
(10) 未払法人税等	(213)	(213)	—
(11) 長期借入金(*2)	(4,954)	(4,956)	2

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより短期借入金に計上されたもの（連結貸借対照表計上額3,878百万円）については、本表では長期借入金として表示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

- (6) 差入保証金

本社ビル敷金の時価の算定は、敷金の額から回収が不可能と思われる額を控除した額を、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。その他の敷金については、1件あたりの金額が僅少なため、当該帳簿価額によっております。

- (7) 支払手形及び買掛金、(8) 短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額28百万円）及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額838百万円）

は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

- (注3) 営業取引に伴う差入保証金（連結貸借対照表計上額324百万円）は、契約期間の定めがないことから将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 差入保証金」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,782円35銭

2. 1株当たり当期純利益

86円76銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## ● 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式、関係会社出資金	総平均法による原価法
② その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの	総平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品	個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
② 原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 1998 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8 年～ 65 年
機 械 及 び 装 置	4 年～ 12 年
工具器具及び備品	2 年～ 15 年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定率法により、翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,772 百万円

2. 保証債務

関係会社東京計器インフォメーションシステム株の 借入金に対する連帯保証	1,646 百万円
計	1,646 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,732 百万円
短期金銭債務	4,178 百万円
長期金銭債権	343 百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	5,957 百万円
仕 入 高	2,328 百万円
その他の営業取引高	1,930 百万円
営業取引以外の取引高	657 百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	706,715 株
------	-----------

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	301 百万円
棚卸資産評価損	252 " "
未払社会保険料	47 " "
退職給付引当金	46 " "
資産除去債務	323 " "
ソフトウェア償却費	238 " "
長期未払金	13 " "
投資有価証券評価損	66 " "
そ の 他	155 " "
繰延税金資産小計	1,441 " "
評価性引当額	△429 " "
繰延税金資産合計	1,012 " "

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△196 百万円
繰延税金負債合計	△196 " "
繰延税金資産の純額	816 " "

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料	
1年内	479 百万円
1年超	2,394 百万円
計	2,873 百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東京計器アビエーシヨン（株）	直接 100%	当社製品の販売、当社設備の賃貸	当社製品販売（注 1）	4,768	受取手形 売掛金	16 908
子会社	東京計器パワーシステム（株）	直接 100%	当社製品の仕入、当社設備の賃貸	当社製品仕入（注 1） 設備賃貸料（注 2）	1,320 97	買掛金 その他流動資産	721 19
子会社	東京計器インフォメーションシステム（株）	直接 100%	当社の計算業務委託、債務保証、ファクタリング	債務保証（注 3）	1,646	買掛金（注 4）	2,786
子会社	東京計器レールテクノ（株）	直接 70%	当社製品の販売、当社設備の賃貸	設備賃貸料（注 2）	88	その他流動資産	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注 1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考にし、価格交渉の上で決定しております。
- (注 2) 設備賃貸料の取引条件は、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注 3) 子会社東京計器インフォメーションシステム（株）の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
- (注 4) 子会社東京計器インフォメーションシステム（株）に対する買掛金残高は、当社の仕入先が当社に対する売上債権の一部を同社に債権譲渡し、当該支払業務を同社に委託した債務であります。
- (注 5) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,492 円 73 錢 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74 円 73 錢    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。